

日本憲法史の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15207

日本憲法史の研究

吉 田 善 明

A Study of Constitutional History in Japan

Yoshiaki Yoshida

日本の憲法学が、一個の学的体系として成立する前に、ひろく憲法思想ないし憲法論としての観念体が生成するはずである。その観念体を憲法イデオロギーと呼ぶならば、憲法学はそのイデオロギーの結晶であるということになる。

一定の憲法イデオロギーが生成するためには、いうまでもなく、いわゆる憲法的=立憲主義的關係がそれに先行していなければならない。なぜなら、憲法イデオロギーはかかる關係の反映だからである。

本年度は、わが国の憲法学の憲法イデオロギーを出現せしめた基盤を検討してみることが主たる目的であった。以下、明治憲法制定の時期までに限定しながら、憲法イデオロギーの生成から完成にいたるまでの素描をのべてみよう。

わが国における日本憲法イデオロギーの基盤は、一般の立憲主義の解説ないし欧米先進国の公法学の翻訳、紹介がはじまった徳川封建体制の末期にさかのぼらなければならない。その欧米諸国からくみとる思想には、それなりに諸外国の特徴をみることができる。

まず、(i)イギリスからの輸入は、立憲政治に関するものが中心になっている。たとえば、ミル、中村敬太郎訳「自由之理」(明治5年)、トクヴィル、小幡篤次郎訳「上木自由之論」(明治6年)、ランソムギレット、中村正直訳「共和政治」(明治6年)、ペンサム、島田三郎訳「立法論調」(明治15年)、ドット、尾崎行雄訳「英国議院政治論」(明治15年)がある。

(ii)フランスからの輸入は、天賦人權思想である。たとえば、ルソー、服部徳訳「民約論」、中江兆民訳「民約訳解」(明治15年)、モンテスキュ、何礼之訳「万法精理」(明治8年)など、

(iii)ドイツからは、反自由主義、国家主義的思想の輸入である。たとえば、ブルンチェリ、加藤弘之訳「国法汎論」(明治5年)、ボルク、金子堅太郎訳「政治論

略」などがあげられる。

これらの著書のそれぞれが、一個の憲法学の理論を解明しているのであるが、直接的には、日本憲法イデオロギーを理論的に表現したものはならなかったし、また、日本憲法イデオロギーを生成する基盤ともならなかった。すなわち、日本憲法イデオロギーは、明治14年の政変によって、これまでに紹介された憲法イデオロギーをたちきり、あらたに生成され、体系化されてきたのである。つまり、より具体的にいうと、大隈重信などが主張した「イギリスの立憲主義」を排し、岩倉具視の日本主義的立憲主義を、わが憲法制度の大方針として確立することからはじまったといえよう。

岩倉具視は、皇室の基礎をかためる必要を力説し、「帝室ノ典憲」を定めることを提議しながら、他方で、岩倉みずから、憲法「大綱領」「綱領」および「意見三通」を出し、日本憲法イデオロギーを明らかにした。すなわち、要約していえば、それは、(i)欽定憲法、皇室自律、旧プロシア的立憲主義的「漸進主義」、統帥権の独立、大権内閣、宣戦講和、条約締結が天皇に独占されたこと、(ii)天皇は議会の召集および解散権を有すること、制限選挙制の確立および予算が徴税期前に議決されないときは、前年度予算を施行するなどを明らかにした。

このような岩倉の憲法イデオロギーは、明治憲法大綱として、日本憲法イデオロギーの出発点となったといえよう。

伊藤博文は、岩倉具視の意思をつぎ、渡独して、グナイストならびにシュタインに師事し、日本憲法イデオロギーを完成していった。また、帰朝してのちも、ヘルマン・ロスエルなどと会って、旧プロシア憲法を学びながら、より日本憲法イデオロギーを固めていった。そのことは、プロシア憲法に規定されていないものを導入するなどしていったことから明らかとなる。たとえば、プロシア憲法にもみられない広範な独立命令発布権の規定や、予想外の責任支出を是認する内容のごときはそれを示したものと見えよう。

しかし、日本憲法のイデオロギーが、体系づけられ、学説として完成するには、日本主義的見地にとつ理論家の抬頭をまたなければならなかった。その役割をはたしたのは穂積八東であったといえよう。以上が、日本憲法学の思想的背景の素描であるが、詳細は後日、法律論叢に発表される予定である。